

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 43 件

厚生年金関係 43 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 25 日
② 平成 20 年 7 月 31 日
③ 平成 20 年 12 月 25 日

A社（後にB社に名称変更）に勤務し、平成 19 年 7 月と 20 年 8 月、同年 12 月に賞与の支払があった。ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の賞与の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びB社から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人が所持する賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、それぞれ 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したか否かは不明としているが、当該賞与に係る申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年5月1日から34年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年5月1日に、資格喪失日に係る記録を34年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、32年5月から同年9月までは6,000円、同年10月から34年4月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から34年5月1日まで

学校を卒業後、職業安定所の紹介でA社へ集団就職した。従業員は20数名ほどいたと思う。給与明細書で、健康保険、雇用保険及び厚生年金保険の保険料が引かれていたと記憶している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和32年5月1日から34年5月1日までの期間について、複数の同僚が、申立人は32年4月頃にA社に入社したと供述しており、同僚の一人は、申立人は34年4月頃まで同社に勤務していたと供述していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同時期に同社に入社したと同僚が記憶している、申立人と同様の業務に従事した同郷の同級生は、昭和32年5月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、申立人及び申立人と同時期にA社に入社した同級生は、「同時期に7名から8名の同級生が入社した。」と供述しているところ、上記の被保険者名簿によると、昭和32年5月及び同年6月に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同級生は7名であることが確認できる上、複数の同僚が、「申立期間当時、申立事業所では社会保険の加入に特別な条件は無く、勤務していれば社会保険に加入していたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年5月1日から34年5月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同時期に入社した同級生の標準報酬月額から、昭和32年5月から同年9月までは6,000円、同年10月から34年4月までは5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和32年5月から34年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和32年4月1日から同年5月1日までの期間について、複数の同僚が、申立人は32年4月頃にA社に入社したと供述していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同時に入社し、申立人と同様の業務に従事した同郷の同級生は、昭和32年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、聴取した複数の同僚も入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が相違している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和39年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月21日から同年11月21日まで
昭和39年10月21日付けで、社命によりD社E工場からA社C工場に異動となった。グループ企業間で継続して勤務していたのに厚生年金保険の加入期間が1か月空白になっているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（D社E工場からA社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人が同時期にA社C工場に異動したと記憶する同僚の同社同工場における資格取得日が、昭和39年10月21日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年11月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は3万円、申立期間③は6万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年7月15日
③ 平成19年12月8日

A社から支給された平成18年12月15日、19年7月15日及び同年12月8日の賞与の記録について、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間②は3万円、申立期間③は6万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、同社から賞与が支払われているものの、当該賞与からは厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2228～2266（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、＜申立期間＞（別添一覧表参照）については＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社から支給された＜申立期間＞（別添一覧表参照）の賞与の記録について、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）について、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 39 件（別添一覧表参照）

別添(岐阜)

一 覧 表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	申立期間	標準賞与額
2228			女	昭和26年生		平成18年12月15日	33万 2,000円
						平成19年7月15日	32万 5,000円
						平成19年12月8日	34万 円
2229			女	昭和15年生		平成18年12月15日	55万 1,000円
						平成19年7月15日	20万 円
						平成19年12月8日	20万 円
2230			男	昭和23年生		平成18年12月15日	34万 3,000円
						平成19年7月15日	29万 2,000円
						平成19年12月8日	35万 8,000円
2231			女	昭和24年生		平成18年12月15日	21万 6,000円
						平成19年7月15日	20万 7,000円
						平成19年12月8日	22万 4,000円
2232			男	昭和44年生		平成18年12月15日	27万 3,000円
						平成19年7月15日	27万 円
						平成19年12月8日	28万 4,000円
2233			男	昭和44年生		平成18年12月15日	27万 4,000円
						平成19年7月15日	26万 7,000円
						平成19年12月8日	28万 3,000円
2234			男	昭和50年生		平成18年12月15日	25万 円
						平成19年7月15日	24万 1,000円
						平成19年12月8日	26万 円
2235			女	昭和39年生		平成18年12月15日	21万 6,000円
						平成19年7月15日	21万 4,000円
						平成19年12月8日	21万 9,000円
2236			男	昭和38年生		平成18年12月15日	16万 9,000円
						平成19年7月15日	16万 5,000円
						平成19年12月8日	19万 8,000円
2237			男	昭和56年生		平成18年12月15日	17万 1,000円
						平成19年7月15日	15万 6,000円
						平成19年12月8日	18万 7,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	申立期間	標準賞与額
2238			男	昭和44年生		平成18年12月15日	15万 円
						平成19年7月15日	14万 2,000円
						平成19年12月8日	16万 7,000円
2239			男	昭和32年生		平成18年12月15日	15万 円
						平成19年7月15日	13万 6,000円
						平成19年12月8日	15万 9,000円
2240			男	昭和47年生		平成18年12月15日	14万 8,000円
						平成19年7月15日	13万 5,000円
						平成19年12月8日	15万 5,000円
2241			男	昭和34年生		平成18年12月15日	14万 6,000円
						平成19年7月15日	13万 円
						平成19年12月8日	15万 9,000円
2242			男	昭和52年生		平成18年12月15日	10万 円
						平成19年7月15日	11万 6,000円
						平成19年12月8日	15万 3,000円
2243			男	昭和60年生		平成18年12月15日	10万 円
						平成19年7月15日	12万 5,000円
						平成19年12月8日	15万 2,000円
2244			男	昭和46年生		平成18年12月15日	14万 8,000円
						平成19年7月15日	18万 円
						平成19年12月8日	20万 円
2245			男	昭和37年生		平成18年12月15日	7万 4,000円
						平成19年7月15日	6万 2,000円
						平成19年12月8日	14万 4,000円
2246			男	昭和57年生		平成18年12月15日	9万 5,000円
						平成19年7月15日	10万 4,000円
						平成19年12月8日	13万 2,000円
2247			男	昭和46年生		平成18年12月15日	6万 6,000円
						平成19年7月15日	6万 2,000円
						平成19年12月8日	16万 4,000円
2248			男	昭和48年生		平成18年12月15日	5万 9,000円
						平成19年7月15日	5万 円
						平成19年12月8日	9万 1,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	申立期間	標準賞与額
2249			男	昭和41年生		平成18年12月15日	5万 3,000円
						平成19年7月15日	5万 円
						平成19年12月8日	8万 7,000円
2250			男	昭和33年生		平成18年12月15日	5万 4,000円
						平成19年7月15日	5万 円
						平成19年12月8日	9万 1,000円
2251			男	昭和50年生		平成18年12月15日	1万 7,000円
						平成19年7月15日	3万 円
						平成19年12月8日	7万 1,000円
2252			男	昭和48年生		平成19年7月15日	3万 円
						平成19年12月8日	7万 5,000円
2253			男	昭和23年生		平成18年12月15日	40万 2,000円
						平成19年7月15日	37万 6,000円
						平成19年12月8日	41万 7,000円
2254			男	昭和34年生		平成18年12月15日	33万 2,000円
						平成19年7月15日	30万 4,000円
						平成19年12月8日	34万 6,000円
2255			男	昭和48年生		平成18年12月15日	27万 2,000円
						平成19年7月15日	25万 7,000円
						平成19年12月8日	28万 1,000円
2256			男	昭和18年生		平成18年12月15日	26万 6,000円
						平成19年7月15日	23万 9,000円
						平成19年12月8日	28万 9,000円
2257			男	昭和45年生		平成18年12月15日	28万 6,000円
						平成19年7月15日	20万 円
						平成19年12月8日	20万 円
2258			男	昭和28年生		平成18年12月15日	23万 5,000円
						平成19年7月15日	22万 2,000円
						平成19年12月8日	24万 3,000円
2259			男	昭和45年生		平成18年12月15日	16万 円
						平成19年7月15日	14万 7,000円
						平成19年12月8日	17万 8,000円
2260			男	昭和44年生		平成18年12月15日	17万 円
						平成19年7月15日	17万 4,000円
						平成19年12月8日	18万 1,000円

[標準賞与額相違用]

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	申立期間	標準賞与額
2261			男	昭和48年生		平成18年12月15日	15万 1,000円
						平成19年7月15日	14万 円
						平成19年12月8日	16万 5,000円
2262			男	昭和49年生		平成18年12月15日	15万 4,000円
						平成19年7月15日	13万 8,000円
						平成19年12月8日	15万 8,000円
2263			男	昭和50年生		平成18年12月15日	8万 5,000円
						平成19年7月15日	7万 2,000円
						平成19年12月8日	14万 5,000円
2264			男	昭和46年生		平成18年12月15日	7万 3,000円
						平成19年7月15日	6万 3,000円
						平成19年12月8日	14万 4,000円
2265			男	昭和36年生		平成18年12月15日	5万 6,000円
						平成19年7月15日	4万 円
						平成19年12月8日	10万 5,000円
2266			男	昭和34年生		平成19年12月8日	21万 3,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月 1 日から平成元年 11 月 1 日まで
私は、A社に昭和 59 年 8 月 1 日から勤務し、経理を担当していた。申立期間当時の給与明細書は無いが、私は、自分の給料を 20 万円から 7 万 2,000 円に下げる手続をした覚えは無い。また、両親が経営し、事業主は父親であったことから給料が下がることはあり得ないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、自ら標準報酬月額の減額手続をしたことは無く、A社の事業主だった父親から、20 万円の給料が支払われていたと主張している。

しかしながら、A社は、平成 14 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に亡くなっている上、同社の役員を務めていた事業主の妻（申立人の母親）は、賃金台帳等の資料は廃棄して残っていないと回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票については、標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が自身の給与について知っているとするA社の工場長だった役員は、「私は、名前だけの役員で、従業員の給料は亡くなった社長が決めていたので申立人の給料については分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から同年 7 月 10 日まで

A社（現在は、B社）には昭和 36 年夏頃から勤務しており、37 年の正月休暇中には当該事業所のダンプを修理したことを記憶していることから、社会保険事務所（当時）の記録が誤っている。当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年 3 月 1 日から厚生年金保険に加入しているはずなので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 37 年 3 月 1 日から厚生年金保険に加入しており、社会保険事務所の記録誤りであると申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を当該事業所に紹介し、昭和 37 年正月のダンプの修理にも居合わせたとする同僚の資格取得日は、申立人と同日であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、B社は、当時の賃金台帳等関係資料は保存されていないと回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人の資格取得日が遡及して訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 1 月 27 日から 40 年 6 月 1 日まで

私はA社を昭和 33 年 1 月 20 日に退職し、その後B社に入社して4、5年勤務した。同社に勤務中に3か月ほど入院したが、同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容の記憶及び申立人が姓を記憶していた同僚が申立期間の一部においてB社で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間にB社で被保険者期間が確認できる複数の同僚は、申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

また、当時の総務会計担当者は、B社では、仕事に慣れるまでの間、試用期間があった旨供述している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。